

公共サービス改革基本方針（概要）

【基本方針の位置付け等】

- 公共サービス改革基本方針は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第7条に基づき、国の行政機関等の長等と協議し、官民競争入札等監理委員会の議を経て、閣議決定により定めるもの。
- 基本方針は、公共サービスの改革に関する政府全体の取組みの共通の指針・実行計画を定めるもの。
- 基本方針については、現内閣において官民競争入札又は民間競争入札の対象として決定した公共サービスについて、速やかに法に基づく実施プロセスに入るため、9月5日に閣議決定。また、民間事業者等の提案により、新たに対象公共サービスの選定を行うため、年内を目途に見直し予定。

【基本方針の概要】

Ⅰ. 意義及び目標

- 今日の厳しい財政事情の中、「簡素で効率的な政府」の実現は、喫緊かつ最重要課題である。
- 事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討が重要である。
- 以上の認識の下、国民の立場に立って、公共サービス全般について、不断に見直し、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させ、より良質かつ低廉な公共サービスの実現を目指す。

Ⅱ. 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1. 基本的な考え方

- 公共サービスについては不断の見直しが必要であり、基本方針を少なくとも毎年度一度見直す。
- 聖域を設けず、予断を排して、個々の公共サービスに関し、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、公共サービスの廃止、官民競争入札又は民間競争入札の実施等の措置を講ずる。
- 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るため、国の行政機関等は、確保されるべき質等について検証等を行った上で、実施要項を策定する。

- 民間事業者は、業務の公共性を認識の上、責任を持って取り組む。また、サービス提供の最終責任を負う国の行政機関等は、監督等必要な措置を講ずる。
- 競争の導入による公共サービスの改革の実施について、透明性・中立性・公平性を確保しつつ進める。
- 国は、自発的に官民競争入札又は民間競争入札を実施しようとする地方公共団体等が円滑にその実施を図ることができるよう、環境整備を積極的に進める。

2. 国の行政機関等が実施する公共サービスの改革

- 対象公共サービスの選定
 - ・ 必要な情報を公表し、民間事業者・地方公共団体のみならず広く国民一般から要望を受付
 - ・ 提出された要望の検討状況等は、広く内閣府のホームページにおいて公開
 - ・ 事務及び事業の内容・性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、当該業務の要否や官民競争入札又は民間競争入札の対象とする業務等を選定し、基本方針として閣議決定
- 官民競争入札又は民間競争入札の実施等
 - ・ 実施要項策定に当たっては、対象公共サービスの政策目的の明確化、従来の実施状況の把握等を行って、確保すべきサービスの質を設定
 - ・ 入札を実施するに当たっては、可能な限り多様・多数の入札参加者の間で公正な競争が確保されるよう責任を持って対応
- 対象公共サービスの実施等
 - <民間事業者が落札者となった場合>
 - ・ 国の行政機関等と民間事業者は、十分な時間をかけ、実施要項・民間事業者の提案書の内容を適切に反映、契約を締結
 - ・ 国の行政機関等は、十分な時間的余裕を持って引継を適切に実施
 - ・ 国の行政機関等は、契約に基づき必要な頻度で民間事業者から報告を求め、法に基づき検査・監督。これらの状況については、監理委員会に通知するとともに、公表
 - ・ 対象公共サービスの実施に当たり、その全部を一括して再委託することは禁止
 - <国の行政機関等が自ら実施することとなった場合>
 - ・ 国の行政機関等は、自らの提案に基づき、対象公共サービスを適正かつ確実に実施
 - ・ 実施状況については、監理委員会に報告するとともに、公表

3. 地方公共団体が実施する官民競争入札又は民間競争入札

- 地方公共団体が官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、上記1及び2を踏まえつつ実施する。
- 「合議制の機関」については、新たに設置することも可能であるが、同種の機能を持った審議会を活用することができる。

4. 官民競争入札等監理委員会等

- 監理委員会は、法の基本理念の具体化に向けて重要な役割を担う。
- 監理委員会は、公正中立な視点に立ち、積極的・能動的な審議を行う。

5. 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価及びこれに伴う基本方針の見直し

- 実施状況を踏まえ、対象公共サービスの継続の必要性等に関する評価を行い、期間終了後の実施の在り方を見直し、必要に応じて、基本方針を変更する。
- 評価は、実施期間終了時において速やかに次の段階に移行し、新たな官民競争入札又は民間競争入札を実施できるよう、適切な時期から開始する。
- 評価は、従来の実施状況等と比較考量し、効果を上げているか否かを評価する。その際、社会経済情勢の変化等も勘案する。
- 評価を踏まえて、必要に応じ、基本方針を変更する。

6. 公務員の処遇

7. 制度の活用に向けた取組

Ⅲ. 法第7条第2項3号から第8号に掲げる事項

- 以下の公共サービスについては、別表に基づき、官民競争入札又は民間競争入札を計画的かつ着実に実施する。
 - ・ 社会保険庁関連業務（国民年金保険料収納事業）
 - ・ ハローワーク関連業務（「人材銀行」事業、「キャリア交流プラザ」事業、求人開拓事業）
 - ・ 統計調査関連の業務
 - ・ 登記関連業務（証明書交付事務（乙号事務））
 - ・ 独立行政法人の業務 等

以 上

5. 独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(1)(独)雇用・能力開発機構の設置・運営するアビリティガーデンにおける職業訓練事業	○ (独)雇用・能力開発機構の設置・運営する「アビリティガーデン」における職業訓練事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「アビリティガーデン」におけるホワイトカラー関連職種を対象とした職業訓練コースの開発及び職業訓練の実施に関する業務のうち、業界共通型の在職者訓練であって開発・試行実施終了後一定期間が経過した12コースのうち、6コース 【入札等の実施予定時期】 平成18年11月までに入札公告し、19年4月から落札者による職業訓練事業を実施 【契約期間】 平成19年4月から20年3月までの1年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)雇用・能力開発機構「アビリティガーデン(生涯職業能力開発促進センター)」(東京都)	厚生労働省
(2)(独)雇用・能力開発機構の設置・運営する「私のしごと館」における体験事業	○ (独)雇用・能力開発機構の設置・運営する「私のしごと館」における職業体験事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「私のしごと館」における適職の選択等、若年者のキャリア形成を支援するための職業体験事業のうち、業界団体や伝統工芸団体等の協力により実施している職種以外の5職種(「私のしごと館」自らが実施しているもの)に関する体験事業 【入札等の実施予定時期】 平成18年11月までに入札公告し、19年4月から落札者による体験事業を実施 【契約期間】 平成19年4月から22年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)雇用・能力開発機構「私のしごと館」(京都府)	厚生労働省